京都社会福祉事業企業年金基金にかかる取扱い規程　作成モデル

（1）モデル文のポイント

|  |
| --- |
| ・既存（2015年10月1日現在）の取扱い規程の条項内容については変更せずに第2制度に関する条項を新たに追加することを想定したモデル文です。 |
| ・福祉医療機構に加入していた者が、制度改正以後、福祉医療機構の対象外施設への配置転換により退会した場合の救済策として、掛金額を別に設定するモデル文です。 |

（2）変更いただく条項

|  |  |
| --- | --- |
| 第2条　第3項 | 第2制度の加入者となる範囲を定める条項です。 |
| 第3条　第3項 | 第2制度の掛金額を定める条項です。 |

（3）留意点

・掛金の負担は、事業主のみとなります。

・加入者の範囲や掛金額の設定については、職員間で恣意的な差がないように定めてください。

（モデル文は裏面をご覧ください）

(目的)

作成モデル

|  |  |
| --- | --- |
| 第1条 | ＊[省略]　：第1項、第2項  （第2制度導入に関係のない条項です。現行の条項を変更しないでください） |

(加入者)

|  |  |
| --- | --- |
| 第2条 | ＊[省略]　：第1項、第2項  （第2制度導入に関係のない条項です。現行の条項を変更しないでください） |
| **3.** | **加入者のうち第2標準掛金の対象となる範囲は、次の者とする。**  **・同条第1項に定める範囲のうち、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度（以下、「福祉医療機構」という。）に加入していない者** |

(第1標準給与月額及び第2標準給与月額)

|  |  |
| --- | --- |
| 第3条 | ＊[省略]　：第1項、第2項  （第2制度導入に関係のない条項です。現行の条項を変更しないでください。） |
| **3.** | **基金の給付額および掛金額の算定の基礎となる第2標準給与月額は、次に定める額とする。**  **（1）平成28年3月31日以前に福祉医療機構に加入をし、平成28年4月1日以降、配置転換により福祉医療機構の加入者でなくなった者：●千円（月額）**  **（2）前号を除く者：●千円（月額）** |

(累積停止期間)

|  |  |
| --- | --- |
| 第4条 | ＊[省　略]  （第2制度導入に関係のない条項です。現行の条項を変更しないでください） |

(基金への届出)

|  |  |
| --- | --- |
| 第5条 | ＊[省　略]  （第2制度導入に関係のない条項です。現行の条項を変更しないでください） |

附則

**・・・・・・・・・**

**附則（平成28年4月1日改正）**

**(施行日)**

|  |  |
| --- | --- |
| **第1条** | **この規程は、平成28年4月1日から改正し同日から施行する。** |